

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和6年度 長商工第131号
委託業務名称	回遊性向上促進トライアル業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	湖の辺のまち長浜未来ビジョンで位置付ける「ウォークアブルなまちづくり推進エリア」における移動サービスの質の向上を図るため、エリア内を手軽に移動できるシェアモビリティサービス(電動キックボード)の社会実装に向けた実証実験を行う。
履行期間	令和6年7月19日 から 令和7年3月21日
契約年月日	令和6年7月19日
契約額(税込)	1,000,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町7番5号 [商号又は名称] 長浜まちづくり株式会社
契約相手方の選定理由	<p>長浜まちづくり株式会社は、中心市街地のトータルマネジメントを目的として設立された法人であり、令和2年度から3年度にかけては、中心市街地活性化基本計画に代わる新たなまちづくり方針となる、湖の辺のまち長浜未来ビジョンの策定支援業務に取り組んでおり、様々な調査・研究を行う中で、中心市街地活性化に関するデータ・ノウハウをさらに蓄積されたところ。</p> <p>湖の辺のまち長浜未来ビジョンのコンセプト「びわ湖とまちをつなぐ」に基づき、地域住民に参画いただきながら様々な取組を実施しており、同社はそれら取組の中でも、受託者として、200名以上の市民参画型のワークショップを取り仕切り、地域住民と一体となって、地域のまちづくりを考える機会を創出するなど、中心的な役割を果たしている。</p> <p>以上のことから、専門的な知見を有する長浜まちづくり株式会社が、継続して当該業務に関与することで、地域住民との意思疎通を図りながら、迅速かつ的確に課題の整理・調査研究を行うことができることから、業務の性質上代替性が無いものと判断し、同者への一者随意契約とするもの。</p>
根拠規定	<p align="center"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをとするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをとするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>